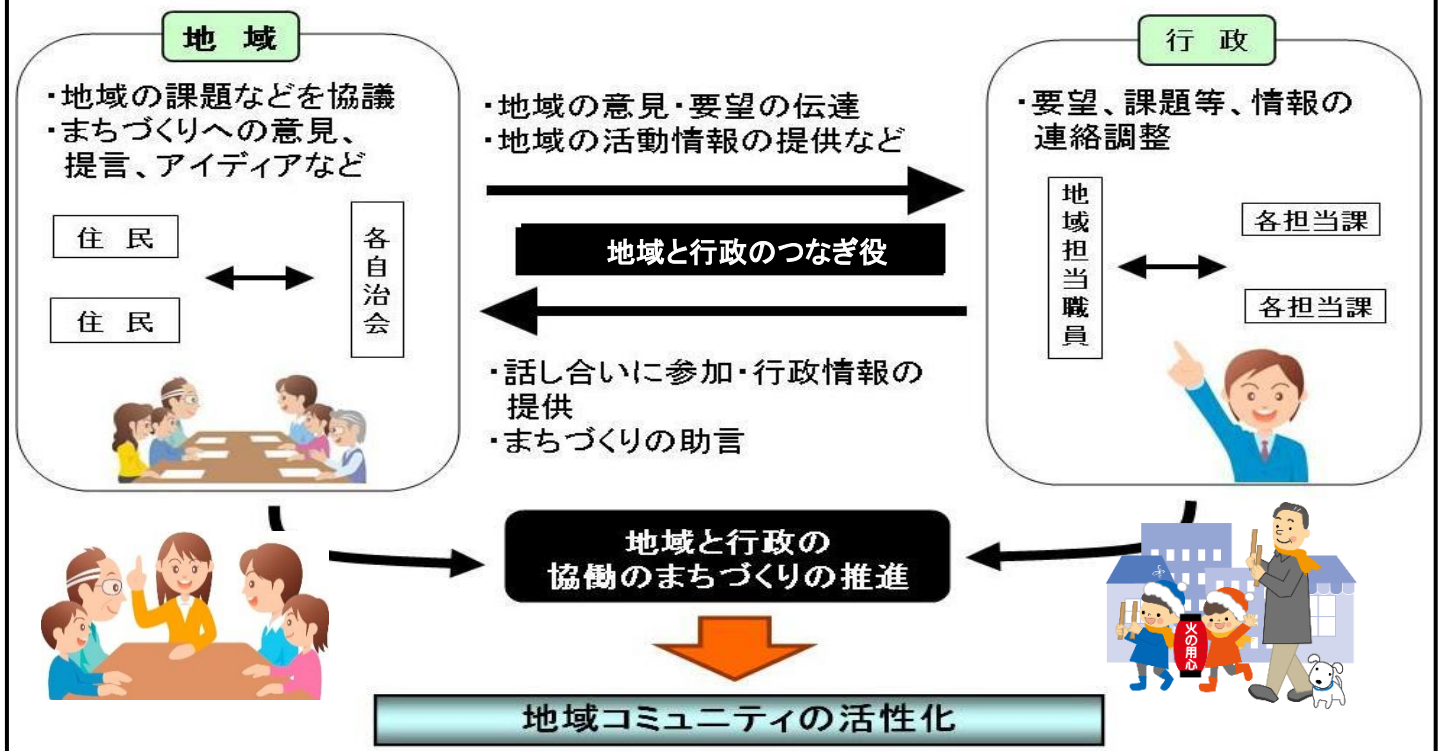


# ご活用ください！「地域担当職員制度」

町では、田子町協働のまちづくり条例に基づき、「魅力ある個性豊かな田子の地域社会の実現」を目指し、町民の皆さんのご意見やご要望を相互に情報共有して、安心安全で住み良い地域づくりに取り組むため、『地域担当職員制度』を導入しております。

この制度を生かし、自治会活動をこれまで以上に活発なものとし、「町民主体の協働のまちづくり」に向けて、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 地域担当職員制度のイメージ



### 地域担当職員ってなに？

地域担当職員とは、町内の各地区に配置された町職員です。月2回の行政配布物をお届けしたり、自治会等の会議に参加させて頂き、町からの情報提供や活動の提案を行うなど、地域と役場をつなぐ『パイプ役』となります！

### 町民は何をすればいいの？

地域担当職員を受け入れて頂き、「こんな問題や課題があるのだけど…」などの困りごとがあれば、地域担当職員にご相談下さい。回答可能な相談内容は役場の担当へ伝達し、担当課等から回答いたします。

#### 【お問い合わせ先】

田子町役場 政策推進課 担当：工藤  
TEL：0179-20-7127  
FAX：0179-32-4294  
Eメール：takko0104a@town.takko.lg.jp

職員名簿は裏面へ

資源ごみ  
雑紙収集